

山形県公立大学法人の組織及び運営に関する規則

	平成21年4月1日規則第1号
改正	平成22年3月26日規則第1号
改正	平成25年4月1日規則第1号
改正	平成25年9月10日規則第2号
改正	平成26年4月1日規則第1号
改正	平成27年4月1日規則第1号
改正	平成30年4月1日規則第4号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 組織（第2条－第9条）
- 第3章 理事及び監事（第10条・第11条）
- 第4章 職制（第12条）
- 第5章 審議機関（第13条・第14条）
- 第6章 委任（第15条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県公立大学法人（以下「法人」という。）並びに法人が設置する山形県立米沢栄養大学及び山形県立米沢女子短期大学（以下「大学」という。）の組織及び運営に関し、山形県公立大学法人定款（以下「定款」という。）及び山形県立米沢栄養大学学則（平成26年学則第1号）、山形県立米沢栄養大学大学院学則（平成30年学則第1号）並びに山形県立米沢女子短期大学学則（平成21年学則第1号）（以下「学則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 組織

（米沢栄養大学）

第2条 山形県立米沢栄養大学（以下「米沢栄養大学」という。）に、健康栄養学部を置く。

2 前項の学部に、健康栄養学科を置く。

（大学院）

第2条の1 米沢栄養大学に、大学院を置く。

2 前項の大学院に、健康栄養科学研究科を置く。

（米沢女子短期大学）

第3条 山形県立米沢女子短期大学（以下「米沢女子短期大学」という。）に、国語国文学科、英語英文学科、日本史学科及び社会情報学科を置く。

（連絡協議会）

第4条 法人に、法人経営、大学運営等の重要事項を検討、協議するとともに両大学の教授

会審議事項等の調整等を行うため、連絡協議会を置く。

2 連絡協議会について必要な事項は、別に定める。

(常設委員会)

第5条 法人に、運営、教育研究等に関する事項を調査、検討及び審議するため、次に掲げる常設委員会を置く。

(1) ハラスメント対策委員会

(2) 倫理委員会

(3) 動物実験委員会

(4) 利益相反管理委員会

2 常設委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(特別委員会)

第6条 法人に、必要に応じ、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(専門委員会等)

第7条 大学ごとに、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

2 米沢女子短期大学に教授会審議事項等の調整を行うため、総務会を置く。

3 専門委員会及び総務会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 法人及び大学の事務を処理させるための組織として、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(キャリア支援センター)

第9条 大学ごとに、キャリア支援事業を実施するための組織として、キャリア支援センターを置く。

2 キャリア支援センターに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 理事及び監事

(理事の担当等)

第10条 理事の担当、兼務する職及び所掌事務等は、次の表のとおりとする。

担当	兼務する職	所掌事務	所管する専門委員会
総務・経営	事務局長	法人及び大学の総務及び経営に関すること	
経営		法人及び大学の経営に関すること	
地域貢献・連携		法人及び大学の地域貢献及び連携に関すること	
米沢栄養大学	総括・研究・地域貢献・連携	米沢栄養大学の総括、研究、地域貢献及び連携に関すること	米沢栄養大学の自己評価改善・SDFD委員会

	教育・学生支援	学生部長	米沢栄養大学の教育及び学生支援に関すること	米沢栄養大学の入試委員会、教務学生委員会及びキャリア支援委員会
米沢女子短期大学	総括・研究・地域貢献・連携	副学長	米沢女子短期大学の総括、研究、地域貢献及び連携に関すること	米沢女子短期大学の自己評価改善・SDFD委員会
	教育・学生支援	学生部長	米沢女子短期大学の教育及び学生支援に関すること	米沢女子短期大学の入試委員会、教務委員会、学生委員会及びキャリア支援委員会

- 2 前項の表に規定する経営担当及び地域貢献・連携担当の理事は、定款第11条第2項に規定する任命の際に法人の役員又は職員でない者とする。
- 3 前項に規定する理事は、非常勤とする。
- 4 定款第9条第5項に規定する理事長があらかじめ定めた順序は、理事の任命の際に示すものとする。

(監事)

第11条 監事は、非常勤とする。

第4章 職制

(職制)

第12条 次の表の左欄に掲げる組織に、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
大学	学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手	学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条に規定する職務に従事する。
学部	学部長	
学科	学科長	上司の命を受けて学科の事務を掌理する。
大学院 研究科	研究科長	上司の命を受けて研究科の事務を掌理する。
学生部	学生部長	上司の命を受けて厚生補導に関する事務を掌理する。
事務局	事務局長	上司の命を受けて事務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
附属図書館	図書館長	上司の命を受けて附属図書館に関する事務を掌理する。
地域連携・研究推進センター	地域連携・研究推進センター長	上司の命を受けて地域連携・研究推進センターに関する事務を掌理する。

生活文化研究所	所長	上司の命を受けて生活文化研究所に関する事務を掌理する。
キャリア支援センター	キャリア支援センター長	上司の命を受けてキャリア支援センターに関する事務を掌理する。

第5章 審議機関 (経営審議会)

第13条 定款第14条に規定する経営審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究審議会)

第14条 定款第18条に規定する教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 委任 (委任)

第15条 定款、学則及びこの規則に定めるもののほか、法人及び大学の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月10日規則第2号)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。